

第3章 個別施策の展開

基本目標 1 地域包括ケア体制の構築

1-1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）※を核とする地域包括ケア体制の整備

1-1-1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の体制強化

○高齢者相談センター（地域包括支援センター）は、平成19年度の設置以来5年を経過し、地域に定着しつつあります。今後は、高齢者相談センター（地域包括支援センター）の体制を充実し、地域包括ケア体制の核としての機能の強化を図ります。

【具体的内容】

- ・職員に対するスキルアップ研修を実施する。
- ・地域住民・専門職と連携し、多問題・困難ケースへの対応を充実する。
- ・職員体制の強化を図り、地域包括支援センター業務と指定介護予防支援事業所業務の役割分担を明確にする。
- ・電算システムのオンライン化により事務処理機能を強化する。

区 分	現況	計 画		
	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
高齢者相談センター設置数	6か所	6か所	6か所	6か所

1-1-2 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の周知度の向上

○地域包括支援センターの名称を、市民にとって親しみやすく機能が分かりやすいものとするため、平成24年度から「高齢者相談センター」に変更しました。

○一つの家庭に多くの問題が複合するいわゆる多問題事例が増えつつある中で、高齢者並びに家族の身近な相談窓口として、高齢者相談センター（地域包括支援センター）の周知度向上を図ります。

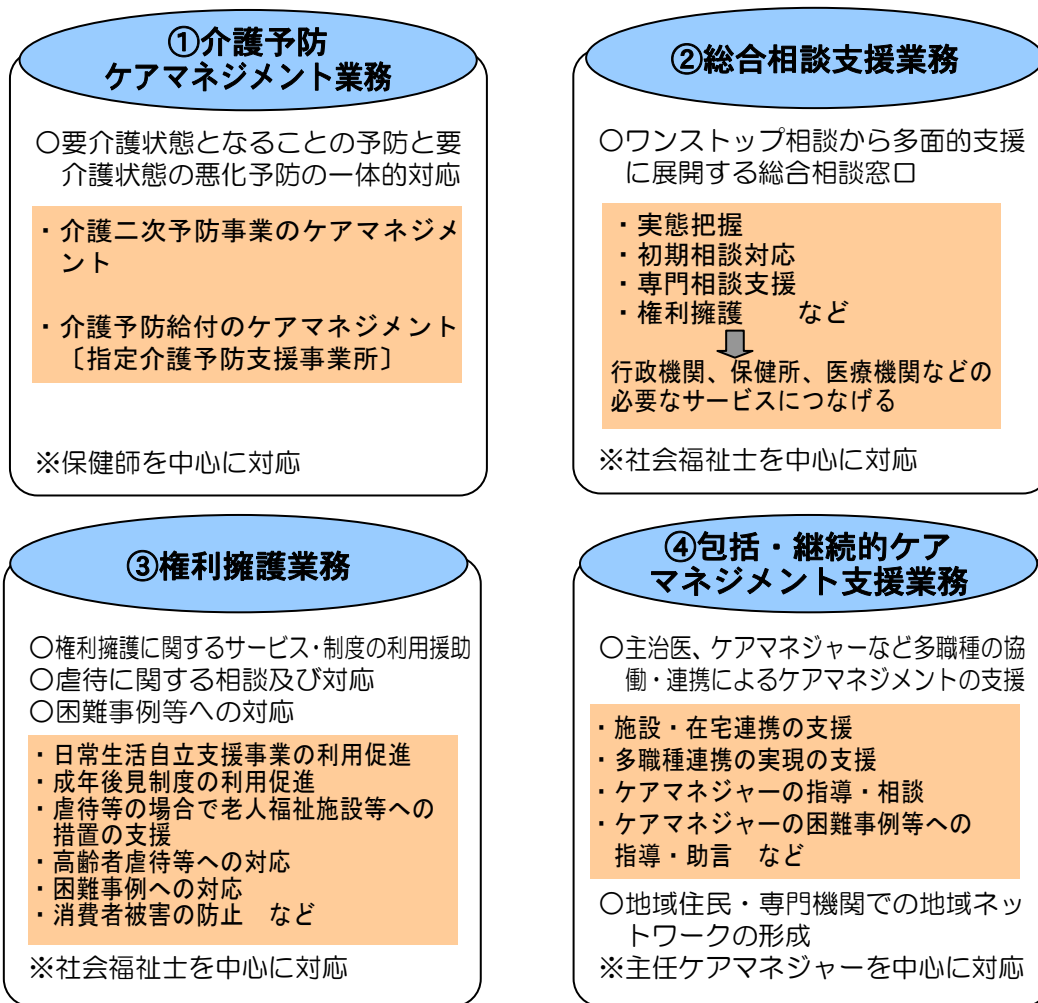
【具体的内容】

- ・各高齢者相談センター（地域包括支援センター）において、地域福祉活動と連携した取組を強化する。
- ・個別郵送物を活用したPRを強化する。

区 分	現況	計 画		
	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
65歳以上の市民に対する周知度	30.3%	—	—	50%

※ 高齢者相談センター（地域包括支援センター）：→25ページ参照

図 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の主な機能



1-1-3 在宅介護支援センター*による事業の実施

○既存の在宅介護支援センターについては、高齢者相談センター（地域包括支援センター）を補完する高齢者の身近な相談窓口、介護予防教室等の事業実施拠点として活用を図るとともに、地域の高齢者の実態把握等の充実を図ります。

【具体的内容】

- ・高齢者の身近な相談窓口として活用を図る。
- ・介護予防教室の実施拠点として活用を図る。

区 分	現 況		計 画	
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
在宅介護支援センター設置数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

* 在宅介護支援センター：老人福祉法に基づく福祉施設の一つで、在宅でねたきり等による要介護高齢者等の介護を行っている家族が、身近なところで専門家に相談でき、必要なサービスが総合的に受けられるよう調整します。

1-2 地域における連携の強化

1-2-1 地域ケア会議の充実

○今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想されることから、多職種連携により多問題ケースへの対応を検討する場としての地域ケア会議の強化を図ります。

【具体的内容】

- ・各高齢者相談センター（地域包括支援センター）において定期的開催（年6回以上）
- ・ケアマネの後方支援や関係機関の連携を強化する。
- ・地域ケア会議における困難事例の検討
- ・高齢者相談センター（地域包括支援センター）職員の会議開催・運営能力の向上
- ・地域ケア会議の開催に向け、関係機関との調整や召集等の支援

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域ケア会議開催回数	23 回	36 回	36 回	36 回

1-2-2 地域福祉活動との連携強化

○本市では、市内 6 圏域で地域福祉地区活動計画の策定が進められています。今後とも、こうした地域福祉活動へ高齢者相談センター（地域包括支援センター）が参画・連携するとともに、地域の福祉力を高める視点からの施策の推進に努めます。

【具体的内容】

- ・地域福祉地区活動計画が策定され、地域福祉推進協議会が設立されている地区では、高齢者相談センター（地域包括支援センター）が同協議会に参画する。
- ・総合相談機能を高めるため、地域ネットワーク会議を開催し、関係機関の連携強化を図る（年4回以上）。
- ・高齢者相談センター（地域包括支援センター）と町内会・自治会、民生・児童委員協議会との連携を強化する。

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ネットワーク会議開催回数	39 回	24 回	24 回	24 回

※平成 22 年度は、地域福祉推進協議会への参加を含む

1-2-3 医療との連携強化

○地域包括ケアを推進するため、高齢者相談センター（地域包括支援センター）を核として、医療、介護、福祉サービスや地域の関係団体等が連携してネットワークで高齢者を支援していきます。

【具体的内容】

- ・地域包括ケアや介護予防事業について、医師会や歯科医師会の助言を求め、連携して推進する。
- ・地域ケア会議等において、医療的ケアを必要とするケース検討に、電子媒体の利用を含め、連絡や相談方法を工夫し、医師等が参加しやすい環境を整えていく。
- ・介護サービス計画作成の際、福祉用具貸与利用において、ケアマネジャーが医師の意見書を求めやすくするため、意見書の様式の統一化を行う。

基本目標 2 総合的な介護予防の推進

2-1 健康管理による介護予防の推進

2-1-1 健康手帳等の普及・活用機会の拡大

○自らの健康管理を実践するための指針となる健康手帳の有効活用を促進します。

【具体的内容】

- ・40歳以上の市民全員でなく希望者のみへの配布とし、より有効な活用を促進する。
- ・あらゆる機会を通じて健康手帳の活用を推進する。
- ・健康手帳を有効活用している人の割合の増加を目指す。
- ・「お薬手帳」の普及促進及びより使いやすい方策について研究する。

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
健康手帳交付数	2,946 冊	500 冊	500 冊	500 冊

※平成 22 年度は、40 歳以上の市民全員を対象に配布していた。

2-1-2 健康教育の充実

○健康教育については、より多くの市民が参加できるよう、身近な地域における開催に努めるとともに、個人の生活習慣に対応した継続的な保健指導が行えるよう、事業の展開を図ります。

【具体的内容】

- ・地域の集会所や公民館を会場とした健康教育の実施
- ・男性の参加を促すため、実施日や時間について柔軟な対応策の検討
- ・市民からの求めに応じて柔軟に健康教育を提供するため、出前講座の活用を促進する。
- ・参加者同士の体験発表や実習を取り入れる等、健康教育の内容の充実

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
保健センターでの実施回数	22 回	22 回	22 回	22 回
地域での実施回数	108 回	108 回	108 回	108 回

2-1-3 健康相談（精神保健相談を含む）の充実

○健康相談については、市民が自ら健康問題を解決していけるよう、適切な情報提供や専門職を配置する等、事業の充実を図ります。

【具体的内容】

- ・高齢者いきいき広場[※]や商店街のすこやか広場[※]など、高齢者が集まる場を利用した健康相談の充実
- ・精神保健相談の充実

区 分		現況	計 画		
		平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
健康相談 (精神保健福祉相談を含む)	回数	342 回	342 回	342 回	342 回
	延べ人員	3,670 人	3,670 人	3,670 人	3,670 人

2-1-4 訪問指導の充実

○訪問指導については、保健センターにおいて閉じこもりや認知症、うつの予防のための訪問指導を行います。

【具体的内容】

- ・高齢者相談センター（地域包括支援センター）からの要請に基づき、引き続き連携を図りながら、閉じこもりや認知症、うつの予防のための訪問指導を実施する。

2-1-5 がん検診の充実と結果の活用

○がん検診については、健康教育や健康相談など、あらゆる機会を活用して受診勧奨を行うとともに、市民が受診しやすい環境づくりを進め、受診率の向上を図ります。

【具体的内容】

- ・健康カレンダー・ホームページ等を通じたPRの実施
- ・健康教育、健康相談を通じたPRの実施
- ・がん検診の集団検診日の休日への拡充

※ 高齢者いきいき広場：→38 ページ参照

※ すこやか広場：→38 ページ参照

2-2 介護予防に関する意識の向上

2-2-1 介護予防教室の充実

○高齢者のねたきりや認知症状態の発生を予防するための生活指導や啓発教育、その他介護予防を図るための教室、転倒骨折予防教室、栄養改善、口腔ケア等の教室・講座を開催します。

【具体的内容】

- ・高齢者相談センター（地域包括支援センター）や在宅介護支援センター[※]による介護予防教室の開催
- ・一次予防事業の中においても、口腔機能向上や栄養改善に関する事業を明確に位置付ける。
- ・接骨師会による運動器の機能向上（市内6か所）
- ・ウォーキング事業の実施
- ・高齢者相談センター（地域包括支援センター）介護予防協力員の養成

2-2-2 「ほっと茶や」事業の推進

○高齢者の閉じこもりを防止し、外出する機会を増やすとともに、生きがいを増進することによって介護予防を進めるため、身近な場所で気軽に通えるサロンの「ほっと茶や」事業を推進します。

【具体的内容】

- ・「高齢者いきいき広場」、「すこやか広場」による高齢者の居場所づくりが行われていない地区を対象に「ほっと茶や」事業を実施する。
- ・介護予防に関する啓発活動の推進

2-2-3 地域との連携による介護予防の推進

○「高齢者いきいき広場」、「すこやか広場」、会食ふれあい事業[※]や老人クラブなど高齢者が集まる場所に積極的に出向き、出前相談等を活用した介護予防の働きかけを行います。

【具体的内容】

- ・高齢者相談センター（地域包括支援センター）による「高齢者いきいき広場」、「すこやか広場」等での出前相談や啓発活動を実施する。

[※] 在宅介護支援センター：→45 ページ参照

[※] 会食ふれあい事業：地域に居住する高齢者等が地域社会との交流を広め、健康の増進を図るため、各地域の集会所等を会場として町内会等が実施している事業です。

2-3 要支援・要介護状態になることを予防するための施策（二次予防事業）の実施

2-3-1 対象者把握の充実

- 要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者（二次予防事業対象者）に対し、重点的な介護予防プログラムを提供するため、高齢者相談センター（地域包括支援センター）による高リスク者への計画的訪問を含め、対象者把握の充実を図ります。

【具体的内容】

- ・高齢者（要支援・要介護状態にある者を除く）への介護予防基本チェックリストを継続し、独自の設問・分析を行うことにより、より精度の高いリスクの把握に努める。
- ・介護予防基本チェックリスト回答者への個別結果通知を行い、介護予防に関する意識を高める。
- ・高リスク高齢者に対し、高齢者相談センター（地域包括支援センター）による訪問活動を強化する。
- ・介護予防基本チェックリスト未回答者に訪問活動等の対応を行う。

2-3-2 通所型介護予防事業の充実

- 通所型介護予防事業については、介護予防ケアマネジメントを継続して実施するとともに、プログラム内容の充実・改善を図り、参加者の増加を目指します。
- 対象者の状態に合わせた、より効果的なプログラムの提供を図るとともに、混合型プログラムの提供について検討します。

【具体的内容】

- ・二次予防事業対象者への介護予防ケアマネジメントを継続的に実施する。
- ・運動器の機能向上プログラムについては、参加者の状態に応じたサービスの提供を図る。
- ・運動器の機能向上、口腔機能の向上、栄養改善の各プログラムについては、単独実施のほか、混合プログラムの実施について検討する。

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用実人員	129 人	150 人	170 人	200 人

2-3-3 訪問型介護予防事業の実施

○重点プログラム対象者のうち、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある高齢者を対象に、長寿支援課の保健師と高齢者相談センター（地域包括支援センター）の保健師等が同行して居宅等を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施します。

【具体的内容】

- ・保健師等によるアセスメント
- ・個別支援計画の作成
- ・それぞれのケースに応じた社会参加活動への誘導
- ・保健師等による事後のモニタリング[※]及び再アセスメント

[※] モニタリング：経過を観察し記録することです。

基本目標3 安心して利用できるサービス環境の整備

3-1 介護保険サービス等の基盤整備

3-1-1 居宅サービスの充実

- 要介護状態になっても、在宅での生活が継続できるために、サービス基盤の充実を図ります。特に、サービス供給量が不足している訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所生活介護の基盤の強化に努めます。
- サービス事業者との連携を保ち、サービスの必要量の確保を図るとともに、サービスの質の向上を図ります。

【具体的内容】

- ・介護老人保健施設整備の際、通所リハビリテーション施設の併設を促進する。
- ・訪問リハビリテーション実施事業の参入を促進する。

3-1-2 地域密着型サービスの充実

- 認知症を始め、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するためには、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点を作り、支援をしていく必要があります。そこで、地域の実情に合わせて、地域密着型サービス事業の充実を図ります。

【具体的内容】

- ・小規模多機能型居宅介護については、既存施設の利用促進を図るとともに、地域バランスを勘案し、未整備地区への新たな施設の整備を促進する。
- ・施設入所待機者の増加に対応するため、新たに1か所の地域密着型介護老人福祉施設の整備が予定されている。
- ・新たなサービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスについては、小規模多機能型居宅介護の地域への定着状況を踏まえて慎重に検討する。

3-1-3 施設サービスの充実

- 施設サービスについては、市内に介護老人福祉施設が5施設、介護老人保健施設が2施設となっており、日常生活圏域6圏域のうち5圏域に整備されています。
- これらの施設は、居宅サービスの機能を併設するなど、身近な地域のサービス拠点としても重要であることから、今後は、地域バランスを勘案し、未整備地区への優先的な整備を促進します。

【具体的内容】

- ・拠点施設未整備地区への介護老人保健施設の優先的な整備を促進する。

3-1-4 介護保険の適正利用

- 利用者に対する適切な介護保険サービスを確保し、介護保険制度を将来にわたって安定的で持続可能なものとしていくため、介護給付費適正化事業を実施します。

【具体的内容】

- ・要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）
- ・ケアプラン^{*}の点検
- ・住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与の調査
- ・医療情報との突合・縦覧点検
- ・介護給付費通知

3-1-5 高齢者の住環境の整備

- サービス付き高齢者向け住宅等については、市民のニーズを踏まえながら慎重に対応し、調和ある整備に努めるとともに、既存住宅の整備・改善を促進します。

【具体的内容】

- ・サービス付き高齢者向け住宅等については、要介護状態等になっても、在宅で安心して暮らしていける地域づくりを進めるための社会基盤として、国が平成23年度から推進しているものである。本市においては、市民のニーズを踏まえながら、慎重に対応するとともに、調和ある整備となるよう県に要望する。
- ・既存住宅のバリアフリー等の環境整備については、介護保険住宅改修費の支給や高齢者福祉サービスによる高齢者居宅改善整備事業の活用を促進する。

^{*} ケアプラン：どのような介護サービスをいつ、どれだけ利用するかを決める計画のことです。ケアプランを作成することによって効率的なサービスが利用できるようになります。

3-2 介護保険制度を補完する高齢者福祉サービスの充実

3-2-1 高齢者日常生活用具給付等事業（市単独事業※）

- 高齢者日常生活用具給付等事業は、おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等で日常生活用具が必要な方に対し、電磁調理器、火災警報器、自動消火器、おむつの給付及び老人電話の貸与を行う事業で、生計中心者の前年所得税額に応じた費用負担があります。
- 平成 23 年度に「携帯型熱中症計」を追加し、品目の充実を図りました。今後ともニーズの増加に応じながらサービスの充実に努めます。

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自動消火器	2 件	5 件	5 件	5 件
電磁調理器	10 件	5 件	5 件	5 件
火災警報器	8 件	20 件	20 件	20 件
おむつ等	604 件	700 件	750 件	800 件
電話貸与	17 件	20 件	20 件	20 件
携帯型熱中症計	-	110 件	110 件	110 件

3-2-2 移送サービス事業（市単独事業）

- 移送サービス事業は、寝台車両を必要とする 65 歳以上のねたきり高齢者等が通院などをする際に移送サービスを提供するもので、ねたきり等で要介護認定を受けた方（要介護度 3～5）で一定の所得要件に該当する方を対象に、移送費用に対する助成を行う事業です。
- 平成 22 年度から介護保険の「通院等のための乗降介助」による車いすを利用した場合も助成の対象とし、サービスの拡充を図りました。今後とも現行制度を維持して実施します。

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
登録者	133 人	150 人	160 人	180 人
利用実人員	50 人	55 人	60 人	70 人
補助件数	285 件	315 件	345 件	380 件

※ 市単独事業：国や県の制度とは別に、市が一般会計を財源として独自に実施している事業です。

3-2-3 介護保険高額介護サービス費等資金貸付事業・介護保険利用促進事業（市単独事業※）

- 介護保険高額介護サービス費等資金貸付事業は、高額な介護サービスの支払が困難な低所得者のための介護保険高額介護サービス等資金貸付制度であり、介護保険利用促進事業は、非課税世帯であって居宅介護サービス、施設介護サービスに必要な利用料を負担することが困難な方に、利用料の一部を補助する事業です。
- 平成 23 年度から、それまでは償還払いとなっていた住宅改修費及び福祉用具購入費について、受領委任払い制度を導入し、一時的な支払いをせずに利用できるように改善しました。
- 介護保険利用促進事業については、低所得者が安心して必要なサービスを受けられるよう、今後とも現行制度を継続して実施します。

区 分		現況	計 画		
		平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護保険高額サービス費等資金貸付事業	延補助件数	2 件	1 件	1 件	1 件
	給付費	118,312 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
介護保険利用促進補助事業	延補助件数	9,648 件	11,000 件	12,000 件	13,500 件
	補助額	56,579 千円	64,000 千円	70,500 千円	79,000 千円

3-2-4 高齢者居宅改善整備費助成事業（市単独事業）

- 高齢者居宅改善整備費助成事業は、65 歳以上の高齢者のいる世帯で、生計中心者の前年所得税課税額が 32,400 円以下の世帯で居宅の一部改善を行う人に対し、整備費用の一部助成を行う事業です。
- 今後とも現行制度を維持して実施します。

区 分		現況	計 画		
		平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
助成件数		47 件	50 件	50 件	50 件
助成額		9,451 千円	10,000 千円	10,000 千円	10,000 千円

※ 市単独事業：→55 ページ参照

3-3 ひとり暮らし高齢者及び認知症高齢者等に対する支援の充実

3-3-1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）による見守り活動の充実（地域支援事業※）

○ひとり暮らし高齢者や認知症の高齢者等が安心して地域で生活できるよう、高齢者相談センター（地域包括支援センター）による訪問・見守り活動を強化します。

【具体的内容】

- ・ 民生・児童委員、その他市民からの情報提供に基づく見守り・訪問活動を実施する。
- ・ 介護予防基本チェックリストの結果、閉じこもりやうつ等の恐れがある高齢者への訪問活動を行う。

3-3-2 緊急連絡カードによる支援の充実（市単独事業※）

○ひとり暮らし高齢者等の緊急事態発生時に速やかに援護できるよう、緊急連絡カードを作成・配布しており、平成21年度から緊急情報ステッカーを併用することにより、高齢者の安否確認や安心感の醸成を図りました。

○今後とも、ひとり暮らし高齢者や認知症の高齢者が安心して地域で生活できるよう、緊急連絡カードによる支援を行います。

【具体的内容】

- ・ 情報内容の変更が生じた場合の速やかな更新に努める。
- ・ 毎年実施している民生委員によるひとり暮らし調査を活用し、定期的な内容の確認を行う。

※ 地域支援事業：介護保険事業の中で、介護予防を推進し、高齢者が地域において自立した生活を維持できるよう実施する事業です。

※ 市単独事業：→55 ページ参照

3-3-3 災害時要援護者対策の推進

○災害時に自力での避難が困難な「災害時要援護者」が、災害時における支援を地域の中で受けられるようにするため、避難支援プランを策定します。また、災害時要援護者に対する支援が円滑に実施できるように、自主防災会等への体制整備や情報の共有体制を確立していきます。

【具体的内容】

- ・災害時要援護者支援システムの導入

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
災害時要援護者避難支援プランの要綱作成及びシステム化	-	対象者の更新	対象者の更新	対象者の更新

3-3-4 生活支援サービス事業（市単独事業※）

○介護保険適用外の虚弱な高齢者を対象に、居宅で自立した生活を維持できるよう、生活支援サービスを提供します。

○サービス提供に当たっては、生活が不活発になることから心身機能が低下するのを防ぐため、高齢者一人ひとりの状態に合わせた援助を推進します。

【具体的内容】

- ・委託による訪問家事援助サービス、ショートステイサービス及びデイサービスの提供
- ・介護予防基本チェックリストを活用したニーズの把握と高齢者相談センター（地域包括支援センター）による訪問・評価を行うことによる潜在的なニーズの掘り起こしについて検討する。

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用実人員	32 人	35 人	35 人	35 人
延派遣時間数	1,576.5 時間	1,600 時間	1,600 時間	1,600 時間

※ 市単独事業：→55 ページ参照

3-3-5 配食サービス事業（市単独事業※）

○配食サービス事業は、おおむね 65 歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯、日中独居となる世帯を対象に、見守りも兼ねた訪問給食事業として昼食の配食を市内 10 か所の事業所に委託して実施しています。

【具体的内容】

- ・事業の広報活動の推進

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用実人員	523 人	550 人	565 人	580 人
延べ配食数	52,028 食	55,000 食	56,500 食	58,000 食

3-3-6 認知症に対する理解の促進（地域支援事業※）

○より多くの市民に対し、認知症に関する正しい知識と理解を普及するため、パンフレットの配布や講演会・研修会を開催します。

【具体的内容】

- ・認知症に対する理解を深めるパンフレットの配布
- ・市民向けの講演会の開催

※ 市単独事業：→55 ページ参照

※ 地域支援事業：→57 ページ参照

3-3-7 認知症サポーター養成講座の充実（地域支援事業※）

- 市民が認知症に関する正しい知識と理解を身に付け、日常生活の中で認知症の人と出会ったときにも、適切な対応をすることで認知症の人と介護する家族の見守り、応援者となれるよう、認知症サポーター養成講座を開催しています。
- 今後は、更なる対象者の拡充と養成後の活動機会の確保を図ります。

【具体的内容】

- ・小中学校（保護者を含む）を対象にした認知症サポーター養成講座の実施
- ・養成後の認知症サポーターの活躍機会の提供

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
認知症サポーター養成	466 人	800 人	800 人	800 人

3-3-8 徘徊高齢者等家族支援事業（地域支援事業）

- 徘徊高齢者等家族支援事業は、認知症等により徘徊癖のある高齢者等の家族に対して、本人の行方がわからなくなったときに、居場所を探索することのできる位置探索機を貸し出す事業です。
- 今後、更に制度の周知を図るとともに、相談・支援を充実します。

【具体的内容】

- ・広報等を通じたPRの強化
- ・ケアマネジャーに対する理解の促進を図る。
- ・ケアマネジャーを通じて認知症の高齢者のいる世帯等を対象にしたPRの強化を図る。

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数	7 人	10 人	15 人	15 人

※ 地域支援事業：→57 ページ参照

3-3-9 緊急連絡システム事業（市単独事業※）

- 居宅の電話に救助通報機を設置し、急病や事故等の緊急事態発生時にボタンを押すと自動的に消防署に通報され、直ちに救急活動が行われます。
- ひとり暮らし高齢者等の緊急事態に即応できる体制を整備することにより、安心して生活ができるよう、今後とも事業の充実を図ります。

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数	775 人	830 人	860 人	890 人

3-3-10 重度要介護高齢者手当支給事業（市単独事業）

- 身体上又は精神上的の障がいのため、日常生活に著しい支障のある高齢者に対し、重度要介護高齢者手当を支給します。

【具体的内容】

- ・65歳以上で、要介護4又は5に該当する人（介護保険施設入所者を除く）に支給する。

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数	752 人	850 人	900 人	950 人

3-3-11 その他の高齢者福祉サービス（市単独事業）

- 次のサービスを今後とも継続して実施していきます。

- ・入浴（搬送入浴）援護事業
- ・介護度軽快者に対する利用助成事業
- ・寝具乾燥車派遣事業
- ・入浴助成事業
- ・訪問理美容サービス事業
- ・高齢者賃貸家賃助成事業
- ・高齢者住宅
- ・養護老人ホーム入所事業

※ 市単独事業：→55 ページ参照

3-4 事業者及びケアマネジャーとの連携の推進

3-4-1 介護保険制度等に関するPRの充実

- 介護保険制度等への理解を広めるため、引き続き広報やパンフレット、ホームページ等を活用し、制度のPRを行います。
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係団体と連携し、医療機関や薬局による情報提供や相談活動を促進します。

【具体的内容】

- ・「高齢者いきいき広場」、「すこやか広場」のほか会食ふれあい事業[※]や老人クラブなど高齢者が集まる場所に出向いての制度等の説明を行う。
- ・「健康介護まちかど相談薬局」など民間事業者との連携による情報提供や相談活動を促進する。
- ・「お薬手帳」の利用方法に関するPR

3-4-2 ケアマネジャーの質的向上

- 高齢者一人ひとりの個性や状態に応じて多様なサービスを使い分け、地域の支え合いをも視野に入れた質の高いケアプランを普及するため、居宅介護支援事業者会議の内容を充実し、講演会や研修会の開催などによる質的向上を支援します。
- ケアマネジャーだけでは解決できない多問題ケースについては、高齢者相談センター（地域包括支援センター）において地域ケア会議を実施し、問題解決を図ります。

【具体的内容】

- ・居宅介護支援事業者会議（ケアマネジャー会議）の開催
- ・講演会及び研修会の実施
- ・高齢者相談センター（地域包括支援センター）による困難事例の検討（地域ケア会議）
- ・ケアマネジャー相互の連絡会活動に対する支援

[※] 会食ふれあい事業：→50 ページ参照

3-4-3 事業者との連携によるサービスの質の向上

- 各事業者が自己評価基準作成やリスクマネジメント[※]体制を確立できるよう、情報提供や技術的支援を行います。
- 事業者が相互に交流し、情報交換や勉強会等の活動ができるよう、連絡会の設立を支援します。
- 事業者の意向等を踏まえ、市に申請・報告する書類等手続の簡素化に努めます。

【具体的内容】

- ・各事業者連絡会の立ち上げに対する支援
- ・介護保険被保険者に係る事故報告基準の周知・徹底
- ・各事業者の苦情解決責任者、第三者委員などへの対応状況の把握と指導
- ・グループホーム等に対し、運営推進会議の開催など地域に開かれた運営の促進
- ・介護保険施設、デイサービス及びグループホーム等で働く職員等の資質向上を図るための基礎的な研修への支援を行う。

[※] リスクマネジメント：いわゆる危機管理のことで、危険や事故を事前に予測して予防するとともに、事故が発生した際にも迅速に対応する事により被害や損害を最小限に押さえることをいいます。

基本目標 4 権利擁護[※]と介護者支援の推進

4-1 権利擁護と介護者支援の推進

4-1-1 家族介護者に対する支援の充実

○ねたきりや認知症などの高齢者の介護者が互いの悩みや苦勞を分かち合い、経験から得た適切な対応方法などを相互に情報交換できる仲間づくりを支援します。

【具体的内容】

- ・地域福祉活動との連携によるサロン、おしゃべり広場等への開催支援
- ・小規模多機能型居宅介護等を通じた介護者の自主グループの組織化への支援

4-1-2 福祉サービス利用援助事業の普及と利用促進

○認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力が不十分であるが、成年後見を必要としない人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業[※]）の周知と利用促進を図ります。

【具体的内容】

- ・利用者負担に対する助成金制度の周知と利用促進
- ・広報・パンフレットを活用したPRの実施

[※] 権利擁護：→37 ページ参照

[※] 日常生活自立支援事業：→37 ページ参照

4-1-3 成年後見制度の普及と支援

- 成年後見制度は、認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力の不十分な方々を保護するため、後見人が身上監護や財産管理を行う制度です。
- 成年後見制度は、利用を必要とする市民の増加が見込まれることから、今後は、後見人等の確保及び支援について推進していきます。

【具体的内容】

- ・ 広報・パンフレットを活用した市民へのPR
- ・ 家族が後見人となるための支援
- ・ 民間団体等による市民後見人育成への支援
- ・ 成年後見制度による市長申立及び助成事業の継続実施

4-1-4 高齢者虐待に対する予防と対応の充実

- 虐待事例に速やかに対応するため、庁内外の関係機関の連携体制を確立します。
- 在宅サービス事業者及び施設内における虐待の未然防止のための取組を推進します。

【具体的内容】

- ・ 高齢者虐待防止のため、広報・パンフレットを活用した啓発の実施
- ・ 介護老人福祉施設等との契約によるベッドの確保
- ・ 老人福祉法によるやむを得ない措置の活用
- ・ 高齢者虐待防止ネットワークの早期設置及び対応マニュアルの作成
- ・ 在宅サービス事業者向けの講演会の開催
- ・ 施設職員がリスクを確認できる自己チェック表の作成
- ・ 施設職員の勉強会の開催の促進

基本目標 5 生きがいと社会参加を支援する地域づくりの推進

5-1 地域交流活動の支援

5-1-1 老人クラブ活動の活性化支援

- 老人クラブについては、世代間交流機会の拡充や高齢者自身の心身の健康を保持するための健康づくり事業、新たな地域福祉活動への参画などが期待されています。
- 今後とも財政面を含めた支援を継続するとともに、会員の高齢化を考慮し、現事業の見直しを行うとともに、誰もが参加できるような新たな事業の展開について検討します。

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
老人クラブ数	40	41	41	41
会員数	2,248 人	2,300 人	2,300 人	2,300 人
補助金	5,155 千円	5,155 千円	5,155 千円	5,155 千円

5-1-2 地域における交流拠点の確保

- 「高齢者いきいき広場」は、高齢者が歩いていける身近なところで趣味活動、仲間づくり、世代間交流等のための施設を提供するほか、健康相談、介護相談その他各種の相談の場を提供するための事業で、現在、市内に5か所設置しています。
- また、身近な地域におけるより多くの交流拠点を提供するため、平成19年度から、「ほっと茶や事業」を実施しています。
- 今後とも、より多くの高齢者が気軽に憩える場を提供し、支え合いの地域づくりの拠点として機能を高めるため、「高齢者いきいき広場」、「すこやか広場」の効果的な運用と「ほっと茶や事業」の拡充に努めます。

区 分		現況	計 画		
		平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
高齢者いきいき広場	箇所数	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
	利用者数	37,828 人	40,000 人	42,000 人	44,000 人
	運営管理費	14,516 千円	13,591 千円	13,591 千円	13,591 千円
すこやか広場	箇所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	利用者数	35,019 人	33,000 人	33,000 人	33,000 人
	運営管理費	12,317 千円	12,317 千円	12,317 千円	12,317 千円
ほっと茶や事業	地区数	3 地区	4 地区	4 地区	4 地区
	実施回数	14 回	48 回	48 回	48 回
	参加者数	428 人	1,440 人	1,440 人	1,440 人

5-1-3 老人福祉センターの活用と充実

- 老人福祉センターは市内に居住する高齢者に対し、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するための施設で、市内に3施設あり、利用者による活発な自主サークル活動も行われています。
- 今後とも、民間活力の導入により、高齢者の需要を踏まえた魅力ある事業展開を図るとともに地域との連携強化に努めます。

(利用者数)

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
老人福祉センター	57,377 人	58,000 人	59,000 人	60,000 人
第二老人福祉センター	45,814 人	46,000 人	47,000 人	48,000 人
福祉の里老人福祉センター	40,149 人	41,000 人	42,000 人	43,000 人

5-1-4 学校教育との連携による世代間交流の促進

- 市内の各小・中学校において「総合的な学習の時間」や「高齢者いきいき広場」、「生涯学習ボランティアバンク」等を活用し、地域の高齢者と交流する機会の提供に努めます。

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
高齢者いきいき広場利用者数 (5 か所)	37,828 人	40,000 人	42,000 人	44,000 人
生涯学習ガイドの発行	1,000 部	1,000 部	1,000 部	1,000 部

5-2 生涯スポーツ・学習活動等の推進

5-2-1 公民館講座等の充実

- 各公民館、コミュニティセンター、老人福祉センターにおいて開催している各種講座について、利用者の意向に基づきながら魅力ある事業の提供に努めます。
- 高齢者のニーズに対応した学習機会を提供するため、生涯学習情報誌の活用やホームページ等により、高齢者にわかりやすい学習情報の提供に努めるとともに、市内小・中学校、高等学校及び専門学校・大学等との連携を図り、市民を対象とした講座等の充実に努めます。

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
老人福祉センターサークル利用者数	10,663 人	10,700 人	10,700 人	10,700 人
第二老人福祉センターサークル利用者数	8,498 人	8,500 人	8,500 人	8,500 人
福祉の里サークル利用者数	5,927 人	6,000 人	6,000 人	6,000 人
公民館等講座数	169	159	159	159
新座の生涯学習	ホームページ 年 2 回更新	ホームページ 年 2 回更新	ホームページ 年 2 回更新	ホームページ 年 2 回更新

5-2-2 新座市民総合大学の充実

- 「新座市民総合大学」を今後とも推進するとともに、修了生の地域における活躍の場の拡充を図ります。

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
市民総合大学受講者数	116 人	120 人	120 人	120 人

5-2-3 生涯学習ボランティアバンクの充実

- 今後ともより一層「生涯学習ボランティアバンク」の利用を促進するため、ホームページを活用したPRを実施するなど、周知の徹底を図ります。

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生涯学習ガイドの発行	1,000 部	1,000 部	1,000 部	1,000 部

5-2-4 スポーツ・レクリエーション活動の促進

- 高齢者をはじめ、すべての市民が気軽にスポーツを楽しむことができるよう市営運動施設の利用促進に努めるとともに、総合体育館や各公民館などの中高年者向けスポーツ・レクリエーション教室を継続して開催します。
- 地域におけるスポーツ活動振興の新たな形態として、多世代の人が集い、多様な技術レベルに合わせて多種目の競技を行う「総合型地域スポーツクラブ」の育成について検討します。

5-2-5 シルバー人材センターの支援

- シルバー人材センターに対し、社会的意義や公共的役割の機能を促進する観点から財政的支援を行うとともに、市からの業務発注を推進します。
- 高齢者の個々の特性に応じた就労メニューの開発や福祉的分野の就労への取組など、地域のニーズに即した事業展開ができるよう支援を行います。

区 分	現況	計 画		
	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
シルバー人材センター 助成事業	22,382 千円	22,382 千円	22,382 千円	22,382 千円
会員数	2,649 人	2,750 人	2,800 人	2,850 人

5-3 高齢者に優しいまちづくりの推進

5-3-1 ユニバーサルデザイン※によるまちづくりの推進

- 既存の公共施設については、改修時等に合わせ、計画的にバリアフリー化を進めるとともに、新たな公共施設の設置に際しては、全ての人に優しいユニバーサルデザインを基本として整備を進めます。
- 新座市独自のユニバーサルデザインのまちづくりを進めるための基本方針策定のための準備を進めていきます。また、まち全体として介護予防を支える地域環境を創出するため、ユニバーサルデザインの理念と生きがいづくり及び介護予防の視点の整合性について検討します。

5-4 こころのバリアフリー施策の推進

5-4-1 学校教育における福祉教育の推進

- 高齢者に対する感謝の気持ちや思いやりの心を育み、高齢者から生きた知識や人間の生き方を学ぶ機会を提供してもらうため、総合的な学習の時間等を活用し、高齢者との交流活動や実践活動を通して福祉に関する啓発を推進します。

5-4-2 福祉に関する理解のための啓発

- 高齢者を始め障がい者、健常者や子どもたちが交流する、心のかよう福祉を考える機会を提供するため、福祉の里で開催している福祉フェスティバルの内容充実を図ります。

5-4-3 ボランティア登録の促進と活動機会の推進

- コミュニティ推進課ボランティア・地域活動支援室を情報収集の拠点として、社会福祉協議会ボランティアセンターや生涯学習ボランティアバンクとの連携によるボランティア情報の一元的な整理・把握を行います。
- 団塊世代を始めとするシニア世代は、今後の市民との協働によるまちづくりの貴重な担い手であるため、気軽に地域活動への第一歩を踏み出すきっかけとなるよう、地域デビューセミナーを開催します。

※ ユニバーサルデザイン：→38 ページ参照